

○総務省令第五号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）及び政治資金規正法施行令（昭和五十年政令第二百七十七号）、政党助成法（平成六年法律第五号）並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律（平成六年法律第六号）の規定に基づき、並びに政治資金規正法及び政治資金規正法施行令並びに政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律を実施するため、政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年二月一日

総務大臣 武田 良太

政治資金規正法施行規則等の一部を改正する省令

（政治資金規正法施行規則の一部改正）

第一条 政治資金規正法施行規則（昭和五十年自治省令第十七号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削り、同様式備考3を削り、同様式備考4を備考3とし、同様式備考5から備考9までを一ずつ繰り上げ、同様式備考10の前に次のように加える。

9 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第九号様式中「㊦」を削り、同様式備考2を次のように改める。

2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第十号様式中「㊦」を削り、同様式備考2を次のように改める。

2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第十一号様式中「㊦」を削り、同様式備考2を次のように改める。

2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第十四号様式(その20)中「㊦」を削り、同様式備考を次のように改める。

(備考)

1 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を

行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

- 2 政治団体の解散に伴う報告書の場合は、会計責任者の氏名その他、代表者の氏名を記載すること。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第十五号様式中「㊦」を削り、同様式備考2を次のように改める。

- 2 会計責任者本人が提出する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第十八号様式中「㊦」を削り、同様式備考2を次のように改める。

- 2 代表者及び会計責任者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、これらの者の代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者及び会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第十九号様式中「㊦」を削り、同様式備考2を次のように改める。

2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第二十二号様式第⑤」を証し、同様式備考2を次のように定める。

2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第二十三号様式第⑤」を証し、同様式備考2を次のように定める。

2 公職の候補者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、公職の候補者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第二十四号様式第⑤」を証し、同様式備考3を次のように定める。

3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置

を講ずる場合は、この限りでない。

別記第二十五号様式中「㊦」を削り、同様式備考2、3及び5を次のように改める。

- 2 この届出は資金管理団体の届出をした者が行うこと。ただし、当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者が行うこと。
- 3 資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者）本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者（当該者が死亡した場合にあつては、新たに選任された代表者）本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。
- 5 資金管理団体の届出をした者が死亡した場合にあつては、（ ）には「資金管理団体の届出をした者が死亡したこと」と記載すること。

別記第二十六号様式中「㊦」を削り、同様式備考3を次のように改める。

- 3 資金管理団体の届出をした者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、資金管理団体の届出をした者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

(政党助成法施行規則の一部改正)

第二条 政党助成法施行規則(平成六年自治省令第四十五号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式、別記第三号様式及び別記第五号様式中「商業登記法(昭和38年法律第125号)第20条の規定により」を「登記の申請書に押印すべき者(委任による代理人によって登記の申請をする場合には、政党等の代表者)が」に改める。

別記第八号様式(その7)中「㊦」を削り、同様式備考を次のように改める。

(備考)

会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第九号様式中「㊦」を削り、同様式備考2を次のように改める。

2 会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、会計責任者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第十四号様式から別記第十八号様式まじ及び別記第二十号様式中「商業登記法(昭和38年法律第125号)第20条の規定により」を「登記の申請書に押印すべき者(委任による代理人に

よって登記の申請をする場合には、政党等の代表者)が」に改める。

(政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則の一部改正)

第三条 政党交付金の交付を受ける政党等に対する法人格の付与に関する法律施行規則(平成六年自治省令第四十六号)の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「㊦」を削り、同様式備考2を次のように改める。

2 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第三号様式中「㊦」を削り、同様式備考2を次のように改める。

2 清算人本人が申請する場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が申請する場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、清算人本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

別記第四号様式中「㊦」を削り、同様式備考4を次のように改める。

4 代表者本人が届け出る場合にあつては本人確認書類の提示又は提出を、その代理人が届け出る場合にあつては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示又は提出を行うこと。ただし、代表者本人の署名その他の措置を講ずる場合は、この限りでない。

附 則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定（別記第八号様式及び別記第九号様式の改正規定を除く。）は、会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（令和元年法律第七十一号）附則第二号に掲げる規定の施行の日（令和三年二月十五日）から施行する。